

事 務 連 絡

平成18年10月2日

保険医療機関 御中

千葉県社会保険診療報酬支払基金

千葉県国民健康保険団体連合会

診療報酬請求書等の取扱いについて (お願い)

平成18年9月8日付け厚生労働省令第157号「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令」において、診療報酬請求書等の様式の一部改正が行われたところですが、同省令の附則に経過措置として、「改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取繕って使用することができる。」と規定されていることから、改正前の様式で請求する場合にあっては、下記により取り扱うことといたしましたので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 様式の変更箇所

- (1) 平成18年6月21日付け法律第89号「健康保険法等の一部を改正する法律」において、一定所得以上の高齢受給者及び老人保健対象者の一部負担金の割合が3割とされたことに伴い、診療報酬請求書等の当該名称欄が変更されたこと。
- (2) 同法において、療養病床に入院する70歳以上の者の生活療養に要した費用について、保険給付として入院時生活療養費を支給するとされたことに伴い、当該療養費の請求に係る診療報酬請求書等の項目等が追加されたこと。

2 診療報酬請求書等

- (1) 給付割合が表示されている箇所については、特に取繕うことなく「8割」を「7割」に、「8割」を「七割」に読み替えることとして差し支えないこと。
- (2) 生活療養に係る箇所については、「食事療養」欄を「食事療養・生活療養」欄に読み替えることとして差し支えないこと。

3 診療報酬明細書等

- (1) 「食事」欄及び「食事療養」欄に係る取扱い

② 同八 ~~⑧~~

(入院外分)

0 高外 ⁷~~8~~

イ 当該7割に該当しない区分にあっては、特に取纏う必要はないこととして差し支えないこと。

4 診療報酬請求書等の編綴方法等について

今般の改正に係る旧法分の編綴方法等については、旧法分及び新法分毎に診療報酬請求書を作成のうえ提出願います。